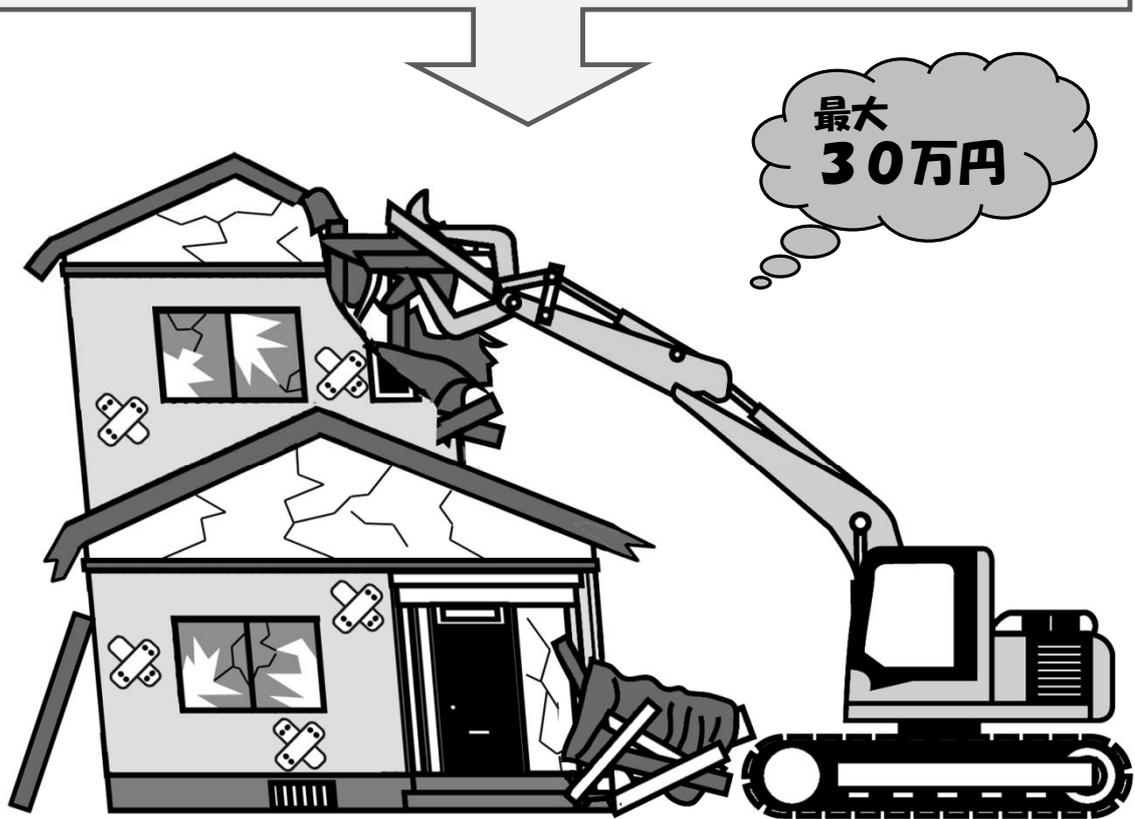


令和6年度

## 小樽市特定空き家等住宅除却費補助制度

小樽市では、市民のみなさんが安心して生活できる環境を確保するため、  
**危険な空き家の解体工事に係る費用の一部を補助します**



### 受付期間

令和6年5月1日から、先着順で受付をします。

予算額（300万円）に達した時点で、受付を終了いたします。



■既に工事着手している場合は、対象となりません。

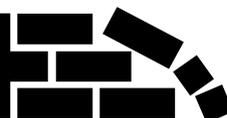
### 受付先・問い合わせ等

小樽市 建設部 建築指導課（空き家対策担当）

〒047-0024 小樽市花園5丁目10番1号 建設部庁舎 2階

電話：0134-32-4111 内線 7430・7431

# 小樽市特定空家等住宅除却費補助制度の内容



## 対象地域

市街化区域の内、港町、築港、銭函4、5丁目を除く区域

## 対象となる空き家

次に示す条件を全て満たす空き家を、補助の対象とします

1. おおむね1年以上居住者がいない空き家状態の住宅であること
2. 専用住宅または兼用住宅（延べ面積の2分の1以上が住宅である一戸建て住宅または長屋）であること
3. 空家等対策特措法の規定による「特定空家等」または特定空家等と同等の状態と判定されたもの（市による事前調査）
4. 住宅地区改良法の規定に基づく「不良住宅」と判定されたもの（市による事前調査）
5. 所有権以外の権利が設定されていないもの、または設定されている全ての権利者の同意を文書で提出できるもの
6. 補助を受ける目的で故意に破損させたものでないこと
7. この制度以外の建築物の除却に関する補助を受けていないものであること

## 対象者

次に示す条件を全て満たす方を、補助の対象者とします

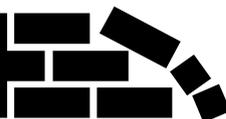
1. 住宅の所有者であること、所有者が死亡している場合は相続人であること
2. 市税の納税義務がある場合には、市税の滞納がないこと
3. 暴力団または暴力団員、もしくは暴力団員と密接な関係を有するものでないこと
4. 前年の世帯全員の所得の合計が564万円以下（**控除後額**）であること

## 対象工事

次に示す条件を満たす除却工事を対象とします

1. 除却施工者が施工すること
2. 空き家及び附属する工作物を解体・撤去し、更地とすること
3. 区分所有建築物の場合は、申請者が所有する全てを除却すること

# 小樽市特定空家等住宅除却費補助制度の内容



## 除却施工者

1. 法人は小樽市内に本店、個人は小樽市内に住所を有するもの
2. 建築工事、土木工事または解体工事のいずれかの建設業許可を受けているもの、または北海道知事の解体工事者登録を受けたもの
3. 市税の納税義務がある場合には、市税の滞納がないこと

## 補助金額

補助率 ⇒ 補助の対象となる**除却工事費の3分の1**※

補助限度額 ⇒ **30万円**



※消費税相当額を除く（千円未満切り捨て）

## 事前調査

対象となる空き家が補助申請の要件を満たしているかどうかを確認するため、事前に市職員が対象となる空き家の調査を行います。場合によっては、建物の内部を調査させていただく事もあります。

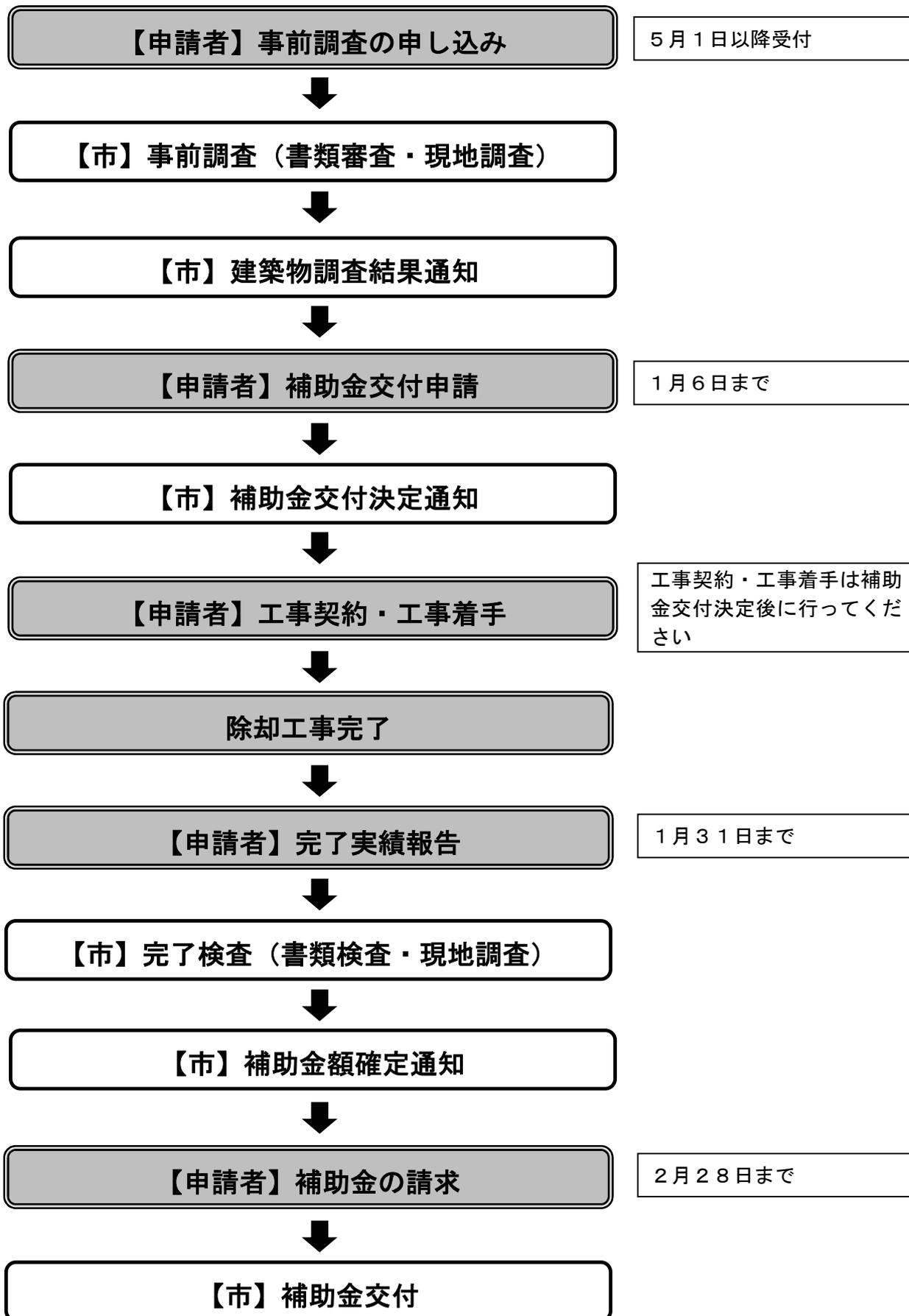
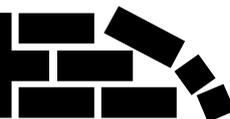
## 申請受付

事前調査の結果、対象となる空き家の要件を満たすことが確認できたものについて、補助申請を受け付けます。必要書類を添付のうえ、建設部庁舎(旧教育委員会庁舎)2階 建築指導課空き家対策担当へ申請してください。

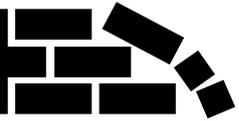
## 注意事項

1. 補助金の交付決定を受ける前に、既に除却施工者と契約している、または、工事に着手している場合は補助の対象となりません。
2. 補助金交付決定日以降に工事着手してください。
3. 対象工事については、申請年度の1月31日までに完了の報告が必要です。

# 申請手続きと補助金交付の流れ



## 申請手続きに必要な書類



### 事前調査の申し込み

1. 建築物調査申請書（第1号様式）⇒【建築指導課窓口】又は【市HP】
2. 平面図

### 補助金の交付申請

1. 補助金交付申請書（第3号様式）⇒【建築指導課窓口】又は【市HP】
  2. 補助対象物件の写真
  3. 建物の全部事項証明書（登記簿）（3ヶ月以内のもの）⇒【法務局】
  4. 申請者の住民票の写し（世帯全員のもの）⇒【戸籍住民課（本庁別館1F）】
  5. 世帯の所得状況を証する書類（所得証明書等）（最新のもの）  
⇒【市民税課（本庁別館2F）】※居住している市町村にて取得（世帯分）
  6. 申請者に市税の滞納がないことが確認できる書類（最新のもの）  
⇒【市民税課（本庁別館2F）】※申請者分のみ
  7. 相続人であることを確認することができる書類（相続人である場合）（戸籍）  
⇒【戸籍住民課（本庁別館1F）】※相続人全員分
  8. 所有者及び相続人が複数いる場合には所有者及び相続人の同意書（任意様式）
  9. 除却工事費の見積書（※1）及び工程表
  10. 除却施工者の資格を確認することができる書類の写し（※2）
  11. 除却施工者に市税の滞納がないことが確認できる書類（※2）
  12. 建築物調査結果通知書の写し（第2号様式）
- ※1…内訳明細のあるもの  
※2…小樽市建設工事指名競争入札参加者名簿の「解体工事」に登録のある業者については、原則、書類を省略することができる

### 工事の着手時

1. 着手届出書（第6号様式）
2. 除却工事請負契約書の写し

### 完了実績報告

1. 完了実績報告書（第10号様式）
2. 除却工事の内容が確認できる写真
3. 工事費用の支払いを証する領収書の写し

※その他申請内容の「変更」や「取りやめ」をする場合にも、申請の必要があります。